

(1) 産業振興部 農林水産課の補助事業における不適切事務に係る懲戒処分について

このたび、令和8年4月24日付で懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。
なお、本日午後3時30分から、下記内容について記者会見を行いますので、報告いたします。

記

1. 不適切事案
- ①国の地方創生臨時交付金を活用した市補助金交付事務において、令和4年度に補助金交付決定を行い、一部を概算払い、その後残額について令和5年度に繰越処理を行い、更に概算払いにて補助金を支出しているが、実績報告に基づく検査、額の確定、精算といった事務処理がなされていなかった。
 - ②令和5年度（令和4年度からの繰越分）の補助金交付事務において、補助金を概算払いにより支出し、実際の事業はほぼ令和6年度に実施しており、令和5年度末においては業務未完了のままであったが、完了したのものとして国へ交付金充当事業の報告をしていた。
 - ③補助事業は、令和6年度に完了しているものの、当初交付決定を行った事業内容とは変更となっており、この変更を認めるという事務処理もなされていなかった。
 - ④上記により本事業は国交付金の返還が必要となった。
2. その後の経過
- 関係者への聞き取り及び国交付金について令和8年4月10日に返還が終了したため、関係職員の処分を行った。
3. 該当職員
- | | | |
|--------------|------|--------|
| 大田市 産業振興部 | 50歳代 | 部長（当時） |
| 大田市 // 農林水産課 | 40歳代 | 課長（当時） |
4. 処分内容
- 部長 減給（1/10、1月）※（2）の事案に対する処分を含む
課長 減給（1/10、1月）
（地方公務員法第29条第1項各号の規定による）

※なお、取材への対応のため、
本日、20時00分まで右記連絡先で
待機しております。

【問い合わせ先】

| | | |
|-------|--------------|----|
| 総務部 | 人事課長 | 坂野 |
| 電話 | 0854-83-8014 | |
| 産業振興部 | 農林水産課長 | 森山 |
| 電話 | 0854-83-8169 | |

(2) 建設部 土地区画整理課の事務費執行における不適切事務に係る懲戒処分について

このたび、令和8年4月24日付で懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。
なお、本日午後3時30分から、下記内容について記者会見を行いますので、報告いたします。

記

1. 不適切事案
- ①令和7年度の事務費の執行において、発注及び納品に際し、不適切な事務処理が行われていたことが判明。
 - ②納品された物品を自宅で保管するなど適切な管理を怠っていたことが判明。
2. 経 過
- ・購入した物品の支払い手続きにあたり物品の検品について確認しようとしたところ、その物品が見当たらないことが判明。
 - ・納入業者に確認を行ったところ、実際の納品物と受け取った納品書が異なっていることが判明。
 - ・発注した職員に聞き取りを行う中で、納品された物品の大半を自宅で保管していることが判明したため、物品を回収。
 - ・併せて関係業者などに聞き取りによる状況把握を実施。
 - ・結果、地方公務員法第29条第1項各号に該当する行為と認定し、公表する。
3. 該当職員
- | | | |
|-----------------|------|---------|
| 大田市 建設部 | 50歳代 | 部長 (当時) |
| 大田市 建設部 土地区画整理課 | 50歳代 | 課長 (当時) |
4. 処分内容
- | | |
|----|---------------------------------|
| 部長 | 減給 (1/10、1月) ※ (1) の事案に対する処分を含む |
| 課長 | 停職 (3月) |
- (地方公務員法第29条第1項各号の規定による)

※なお、取材への対応のため、
本日、20時00分まで右記連絡先で
待機しております。

【問い合わせ先】

| | | |
|-----|--------------|----|
| 総務部 | 人事課長 | 坂野 |
| 電話 | 0854-83-8014 | |
| 建設部 | 部長 | 森 |
| 電話 | 0854-83-8204 | |